

豊川市監査公表第2号

地方自治法第199条第7項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和7年1月31日

豊川市監査委員	井田哲明
同	鈴木篤男
同	柴田訓成

別紙

財政援助団体等監査の結果に関する報告

1 監査の対象団体及び所管部署

(1) 対象団体

株式会社本宮

(補助金、出資及び公の施設の管理)

(2) 所管部署

産業環境部 商工観光課

福祉部 介護高齢課、障害福祉課

都市整備部 都市計画課、市街地整備課

2 監査の範囲

(1) 対象団体

令和5年度株式会社本宮会計

(令和5年4月1日～令和6年3月31日)

(2) 所管部署

令和5年度一般会計

(上記団体関係分)

3 監査の実施期間

令和6年10月2日～令和6年11月25日

4 監査の方法

監査においては、あらかじめ説明資料等の提出を求め、関係諸帳簿及び書類等を照合、確認等するとともに、関係職員から聴取するなどの方法により実施した。

監査の項目としては、以下のとおりである。

(1) 株式会社本宮

ア 財政援助、出資・支払保証及び公の施設の指定管理の目的、内容について

イ 交付の金額又は指定管理料、時期、方法、手続等について

ウ 対象事業等の執行、協定の履行について

エ 会計経理、財産管理について

(2) 所管部署

- ア 財政援助、出資・支払保証及び公の施設の指定管理の目的、内容について
- イ 交付の金額又は指定管理料、時期、方法、手続等について
- ウ 対象事業等の執行、協定の履行について

5 団体の概要等

(1) 概要

- ア 設立年月日 平成14年2月28日
- イ 出資金額 9,000,000円（令和6年3月31日現在）
- ウ 主な事業
 - (ア) 豊川市ふれあい交流館（本宮の湯）事業
 - (イ) 豊川市福祉センター（いかまい館）事業
 - (ウ) 豊川市障害者入浴施設（てどり館）事業
 - (エ) 豊川市諏訪公共駐車場指定管理
 - (オ) 豊川市催事場指定管理
 - (カ) 中心市街地商業等活性化推進事業
 - (キ) その他法人が実施する自主事業

(2) 指定管理の概要

- ア 豊川市ふれあい交流館（本宮の湯）
指定管理期間 R5.4.1～R10.3.31、指定管理料175,162,700円（R5）
- イ 豊川市福祉センター（いかまい館）
指定管理期間 R5.4.1～R10.3.31、指定管理料 50,868,000円（R5）
- ウ 豊川市障害者入浴施設（てどり館）
指定管理期間 R5.4.1～R10.3.31、指定管理料 2,695,000円（R5）
- エ 豊川市諏訪公共駐車場
指定管理期間 R3.4.1～R8.3.31、指定管理料 0円（R5）
- オ 豊川市催事場
指定管理期間 R3.4.1～R8.3.31、指定管理料 0円（R5）

(3) 補助金の額

ア 中心市街地商業等活性化推進事業費補助金 4,740,620円 (R5)

6 監査の結果

監査の結果は、次のとおりである。

○豊川市ふれあい交流館（本宮の湯）

【株式会社本宮】

(1) 総括

監査の項目については、適正に執行されていると認められた。

【産業環境部商工観光課】

(1) 総括

監査の項目については、軽微な注意事項はあったが、概ね適正に執行されていると認められた。

○豊川市福祉センター（いかまい館）

【株式会社本宮】

(1) 総括

監査の項目については、適正に執行されていると認められた。

【福祉部介護高齢課】

(1) 総括

監査の項目については、適正に執行されていると認められた。

○豊川市障害者入浴施設（てどり館）

【株式会社本宮】

(1) 総括

監査の項目については、軽微な注意事項はあったが、概ね適正に執行されていると認められた。

【福祉部障害福祉課】

(1) 総括

監査の項目については、軽微な注意事項はあったが、概ね適正に執行されていると認められた。

○豊川市諏訪公共駐車場

【株式会社本宮】

(1) 総括

監査の項目については、適正に執行されていると認められた。

【都市整備部市街地整備課】

(1) 総括

監査の項目については、適正に執行されていると認められた。

○豊川市催事場

【株式会社本宮】

(1) 総括

監査の項目については、適正に執行されていると認められた。

【都市整備部都市計画課】

(1) 総括

監査の項目については、適正に執行されていると認められた。

○豊川市中心市街地商業等活性化推進事業

【株式会社本宮】

(1) 総括

監査の項目については、一部に改善を要する事項があったので必要な措置を講じられたい。

(2) 指摘事項

ア 改善事項

- (ア) 中心市街地商業等活性化推進事業費の執行において、会社の財務規程では、金額が30万円以下の工事、物品の買入等は、随意契約によることができるが、随意契約によらないと想定されるチラシ折込、エコバック作成や交通量調査などの委託料は、指名競争入札による発注が行われていなかった。そのため、財務規程に則した適正な財務事務を行うよう改善されたい。

【都市整備部都市計画課】

(1) 総括

監査の項目については、一部に改善を要する事項があったので必要な措置を講じられたい。

(2) 指摘事項

ア 改善事項

- (ア) 中心市街地商業等活性化推進事業費補助金の補助対象経費であるチラシ折込、エコバック作成や交通量調査の委託料は、補助対象事業者の財務規程に基づく指名競争入札による発注が行われていなかった。当該補助金の交付要綱第2条第2項に、補助金の額は補助対象経費の10分の10以内の額と規定されており、適切な指名競争入札の執行により経費を低価に抑えることができた場合、補助金の交付額を抑制できるものと想定される。そのため、補助金交付事務において、豊川市補助金等に関する規則第14条に規定する報告書及び関係書類の審査等手続きを行ったうえで、交付決定するよう改善されたい。